

## 平成 30 年度保育料徴収金基準額表（1号認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層 区分	定 義	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2	市区町村民税 非課税世帯	3,000円	3,000円
第3	所得割額 77,100円以下	10,100円	10,100円
第4	所得割額 211,200円以下	15,000円	15,000円
第5	所得割額 211,201円以上	20,200円	20,200円

※世帯の状況や、所得の状況によって保育料が軽減される場合があります。